

非上場会社の税制適格ストックオプション等に係る株式評価の改正

October 2023

In brief

国税庁は、2023年5月30日にストックオプションに関する「『租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて』(法令解釈通達)の一部改正(案)」等を公表しました。当該通達案は、意見公募手続を経て、2023年7月7日に改正通達として発達されました。また、当該通達改正と同時に「ストックオプションに対する課税(Q&A)改訂版」(以下「Q&A」)、さらには、8月25日にストックオプションの株価算定ルール等に係る「措置法通達」等の解説も公表され、ストックオプションの各類型における課税関係や株価算定ルールに関する取扱いが示されました。

上記の通達改正により、税制適格ストックオプションの適格要件の1つである「1株当たりの権利行使価額が、ストックオプション付与契約時の発行会社の1株当たりの価額に相当する金額以上であること」を判定する際の付与契約時の1株当たりの株価の算定方法が明確化されました。同時に、個人が時価未満の価額で取得した譲渡制限付ストックオプションについて、権利行使時の発行会社の一株当たりの株価の算定方法が明確化されました。

本ニュースレターでは、公表されている改正通達及びQ&A等のうち、非上場会社の株価算定に関する内容と留意点について解説します。

In detail

1. 個人が取得したストックオプションの課税関係の概要

個人がストックオプションを付与された場合の課税関係については、原則として、時価で付与された場合には課税関係が生じない一方で、時価未満で取得した場合には時価との差額の経済的利益に対して、付与時に課税されます(所法36)。ただし、個人に対して時価未満で発行されたストックオプション(一定の株主割当を除く)のうち、譲渡制限等の一定の条件が付されているもの(いわゆる「税制非適格ストックオプション」)については、付与時の経済的利益に対する課税は発生せず、権利行使時に権利行使時の株式の時価と権利行使価額との差額について課税することとされています(所令84②)。

さらに、譲渡制限等の条件が付されているストックオプションで、一定の適格要件を満たすもの(いわゆる「税制適格ストックオプション」。主な要件は下図参照。)については、権利行使時にも課税が繰り延べられ、株式売却時にのみ譲渡所得として課税されることとされています(措法29の2)。

税制適格ストックオプションの主な要件

付与対象者	自社および子会社(50%超)の取締役、執行役および使用人(大口株主やその関係者等除く)
所有株式数	発行済株式の3分の1を超えない
権利行使期間	付与決議日の2年経過後10年以内(設立5年未満の非上場会社は15年以内(注))
権利行使価額	1株当たりの権利行使価額が契約締結時の価額以上
権利行使限度額	年間1200万円以下
譲渡制限	譲渡禁止
発行形態	無償発行
その他	会社法に反しないこと、証券会社等に株式保管管理等の委託がなされていること等

(注) 2023年度税制改正により、新株予約権の付与決議の日において設立期間が5年未満である非上場会社については、権利行使期間が15年以内となりました(2023年4月1日以後の付与決議に基づき付与された新株予約権について適用)。

なお、各ストックオプションの類型ごとの課税関係は下図の通りです。

【個人が取得したストックオプションの課税関係】

ストックオプションの類型		付与時	行使時	売却時
時価発行		—	—	譲渡所得課税
時価未満 発行	譲渡制限等なし	給与所得課税(注) (所法 36)	— (諸説あり)	譲渡所得課税
	株主割当(他の株主等に損害を与えるおそれがない場合のみ)	実質、課税なし (所令 109①四)	—	譲渡所得課税
	上記以外	税制非適格	給与所得課税(注) (所令 84②)	譲渡所得課税
		税制適格	— (措法 29 の2)	譲渡所得課税

(注) ストックオプションを取得した個人が、発行会社の役員または従業員等(以下「従業員等」)でない場合には、給与所得以外の所得類型(雑所得等)で課税されることになります。

2. 通達改正の背景

ストックオプションは、上場を目指すスタートアップ企業(非上場会社)のインセンティブ報酬として活用されていますが、前述のとおり、税制適格ストックオプションの適格要件のうちの1つに「1株当たりの権利行使価額が、そのストックオプションの付与締結時の発行会社の1株当たりの価額に相当する金額以上であること」という要件((以下、「権利行使価額要件」)があります。しかしながら、従前、この付与締結時の1株当たりの価額に相当する金額の具体的な算定方法は法令等において明確ではなかったため、報酬としてストックオプションを付与する妨げとなっていました。通達の改正やガイドラインを通じ株価算定ルールの明確化を図るべきだという指摘がありました¹。この指摘を踏まえ、2023年7月7日に、税制適格ストックオプション等の株価算定ルールを定めた租税特別措置法通達29の2-1(以下、「改正措通29の2-1」)及び所得税基本通達23~35共-9(以下、「改正所基通23~35共-9」)が新設、改正されました。

3. 非上場会社の税制適格ストックオプションに係る株価算定手法の要点

改正措通29の2-1等の発遣により、税制適格ストックオプション付与時の発行会社の1株当たりの価額に相当する金額の算定にあたっては、下表のとおり、原則的には改正所基通23~35共-9の例(売買実例価額等)によることとしつつ(原則方式)、取引相場のない株式(非上場株式)については一定の条件の下、改正所基通23~35共-9に代えて財産評価基本通達178から189-7までの例により算定することもできることとされました(特例方式)。

区分	原則方式	特例方式
売買実例のある株式	売買実例価額	選択可
売買実例のない株式	類似会社の株式の価額 純資産価額等を参考して算定した価額(注)	

(注)一定の条件下、財産評価基本通達により算出した価額とすることも可能(ただし、制約あり)。

出所:国税庁の租税特別措置法通達の解説【新設】を基に当法人にて一部加筆。

つまり、取引相場のない株式については株式売買や増資等の売買実例がある場合や原則方式での財産評価基本通達が制約により適用できない場合であっても、特例方式を選択して評価できることとなります。

財産評価基本通達の例による評価方法には、個人の株主区分に応じて、原則的評価方法と特例的評価方法があります(次頁の図表参照)。原則的評価方法は、発行会社と事業の種類が同一又は類似する複数の上場会社の株価の平均値に比準します。株式の価額を算定する類似業種比準方式と、発行会社の純資産価額(時価ベース)を発行済株式数で除して、株式の価額を算定する純資産価額方式があります。特例的評価方法には、1株当たりの配当金額を10%で除して算定する配当還元方式があります。

¹ 新しい資本主義実現会議第13回資料1「スタートアップ育成5カ年計画」12ページ~14ページ

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai13/shiryou1.pdf

今回の通達改正により、財産評価基本通達を基に算定した純資産価額(一定条件付き)等や配当還元価額以上の価額で権利行使価額を設定すれば権利行使価額要件を充足することから(例えば、純資産がマイナスのスタートアップであれば権利行使価額を1円と設定することも可能)、ストックオプション付与者により高いインセンティブを与えることが可能です。

【財産評価基本通達における取引相場のない株式の株主区分と評価の判定フロー】

株主区分			評価方式			
同族株主のいる会社	同族株主	取得後の議決権割合が5%以上				
		中心的な同族株主がない場合				
		取得後の議決権割合が5%未満	中心的な同族株主	原則的評価方式 (類似業種比準価額等)		
			役員			
			その他			
		同族株主以外の株主				
同族株主のない会社	議決権割合が15%以上のグループに属する株主	取得後の議決権割合が5%以上				
		中心的な株主がない場合				
		取得後の議決権割合が5%未満	中心的な株主がいる場合	原則的評価方式 (類似業種比準価額等)		
			役員			
		議決権割合の合計が15%未満のグループに属する株主				
		その他				
		少数株主				
		特例的評価方式 (配当還元価額)				
		少数株主				
		特例的評価方式 (配当還元価額)				

4. 各評価方式のポイント

(1) 売買実例のある株式の評価(原則方式)

原則方式を定めた改正所基通23~35共-9では、種類株式発行会社においては、種類株式ごとに売買実例の有無を判定する旨が明確化されました。また、Q&A問7において売買実例のある株式の意義も示され、売買実例のある株式とは、概ね6ヶ月以内において売買の行われた株式をいいます。1事例であっても売買実例に当たること、また、増資は売買実例に含まれる一方で、新株予約権の発行や行使は売買実例に該当しない旨が示されています。

上場を目指す非上場のスタートアップ企業においては、資金調達を目的として複数の投資家に優先株式を発行するケースが多く見受けられますが、本改正により、株式の種類ごとに売買実例の有無を判定することとされたため、一般的には、優先株式の発行価額が普通株式を対象とした税制適格ストックオプションの株価(付与契約時の時価)への影響は、限定的になると考えられます。

(2) 純資産価額による評価(原則方式、特例方式)

原則方式または特例方式を適用した場合において、財産評価基本通達の178から189-7までの例により純資産価額を算定するときは、その種類株式ごとの内容を勘案して当該株式の価額を算定する旨が示されています。例えば、普通株式のほか残余財産の優先分配権(優先分配分以上の分配が受けられないもの)が付与されている種類株式を発行しているケースにおいて、財産評価基本通達の178から189-7までの例により算定される普通株式の1株当たりの純資産価額方式による価額は、権利行使時における相続税法上の純資産価額の総額から、当該種類株式に優先分配される純資産価額を控除した残額を、普通株式の発行済み株式総数で除して計算することになります(Q&A問9)。

例えば、以下のようなケースにおける普通株式の1株当たりの価額の算定を考えます。

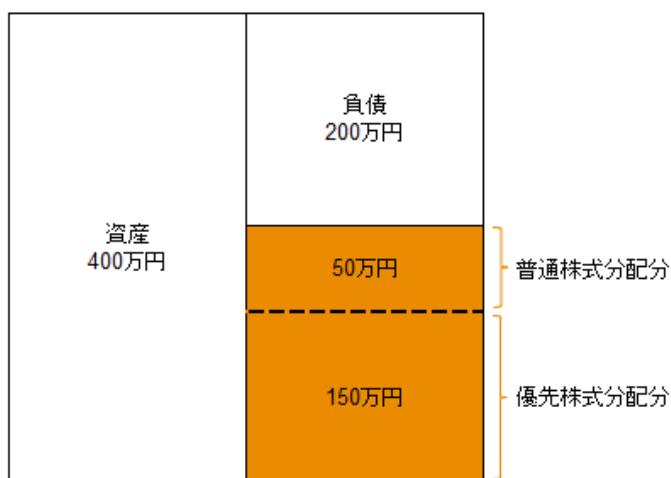
＜前提＞

- 直前期末の純資産価額(相続税評価額ベース)：200万円
- 発行済み普通株式：1,000株(1株当たりの発行価額：1,000円)
- 発行済み優先株式：1,000株(1株当たりの発行価額：1,500円)
- 優先株式の株主に対しては、残余財産のうち150万円(1.0倍)が優先分配され、残りは普通株式数に応じて均等分配されます(非参加型)
- なお、算定方法は改正所基通23～35共-9に基づき、財産評価基本通達の178から189-7までの例により算定されるものとします(純資産価額方式)

＜株式評価額＞

本例では、優先株式の株主に対しては、残余財産のうち150万円(1.0倍)が優先分配されるものの、残りについての分配を受けることができないことから、優先分配分を発行済み優先株式数で除した金額が、一株当たりの種類株式の株価となります。普通株式については、純資産価額総額から優先分配分を控除した残額を、通株式の発行済み株式総数で除した金額が、一株当たりの種類株式の株価となります。

- 普通株式：50万円 ÷ 1,000株 = 1株当たり 500円
- 優先株式：150万円 ÷ 1,000株 = 1株当たり 1,500円



なお、種類株式のすべてについて各種類株式ごとに評価しなければならないという訳ではなく、その内容を勘案して当該株式の価額を算定するとされています。すなわち、その内容に照らして実質的に等価であると認められる株式については、異なる種類の株式であっても同様に評価することが求められていると考えられます。どのような場合に種類株ごとに分けて個別に評価が必要になるのかについては、具体的な判断基準が示されたわけではなく、今後の実務の積み上げや動向に注視が必要です。

(3) 純資産価額の評価時点(特例方式)

特例方式を選択した場合、財産評価基本通達178から189-7までの例により算定することができますが、この場合の純資産価額の計算については、ストックオプションの付与時の資産及び負債の価額に基づいて計算を行うことを原則としつつ、直前期末の決算に基づき算定しても差し支えないとされています。ただし次の場合は、直前期末の決算に基づく価額ではなく、仮決算を組んで価額を算定する等、一定の調整が必要とされています(Q&A問8)。

- ①ストックオプションの付与日が直前期末から6ヶ月を経過し、かつ、その日の純資産価額が直前期末の純資産価額の2倍相当額を超えている場合
- ②直前期末からストックオプションの付与日までの間に株式を発行している場合(①に該当する場合を除く)。なお、②の場合は、仮決算ではなく、直前期末の純資産価額に株式の払込み金額を資産に加算して算定することも認められます。

5. 税制非適格ストックオプションの権利行使時等の1株当たりの価額の評価

個人が税制非適格ストックオプションを権利行使した場合、権利行使により得た経済的利益の額を所得として課税されます。この場合の経済的利益の額は、権利行使時等の1株当たり株価から1株当たりの権利行使価額を控除し、取得株数を乗じて計算されるため、経済的利益の額の算定にあたっては、権利行使時の1株当たり株価を計算することが必要になります。

非上場会社が発行するストックオプションの権利行使時等の1株当たり株価の算定方法は、従前、所基通23～35共-9に定められていましたが、今回の通達改正により、税制非適格ストックオプションに係る権利行使日の株式の価額の算定についても明確化が図れています。その算定は前述の原則方式と同様です（特例方式の選択は不可）。なお、財産評価基本通達の例により算定することが著しく不適当と認められるときは、その算定した価額とすることはできないとされており、財産評価基本通達による評価の適用は限定的になる可能性がある点に留意が必要です²。

【参考】ストックオプションに関する株式評価以外の動向

先述の通達の改正に係るケース・スタディのほか、Q&Aでは、発行会社又は発行会社の代表取締役等が信託会社に金銭を信託して信託を組成し、信託会社が購入したストックオプションを発行会社の役員や従業員に付与するスキーム（以下、信託型ストックオプション）に関して、実質的には発行会社が役員や従業員にストックオプションを付与していること、役員や従業員に金銭等の負担がないことなどの理由として、権利行使時に給与所得として取扱われるという見解が示されています。この点については、権利行使時の給与所得課税は生じないといった見解も実務上見られたところ、これに対する国税庁としての見解が明らかにされました。なお、Q&Aにおいては、信託型ストックオプションが税制適格ストックオプションとして認められる要件についても、国税庁の見解が示されています。

The takeaway

今回の通達改正によって、税制適格ストックオプションの付与時の発行会社の1株当たりの株価等の計算方法が明確化されたことにより、従前よりもストックオプションを活用しやすい環境が整ったと考えられます。

なお、この改正により、相続発生時の取引相場のない株式の評価、個人から法人へ非上場株式の譲渡等の価額（所得税基本通達59-6）および国外転出の時における有価証券等の価額（所得税基本通達60の2-7）の適用局面においても、種類株式ごとの内容を勘案して当該株式の価額を算定する必要があるのかという疑問や、種類株式ごとに売買実例の有無を判定する必要があるのかといった疑問が生じます。この点は、あくまで今般の改正通達の射程はストックオプションにかかる1株当たり株価の算定に限ったものであって、相続発生時の取引相場のない株式の評価、個人から法人へ非上場株式の譲渡等の価額および国外転出の時における有価証券等の価額には及ばないものと考えられます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目2番1号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
望月 文太

パートナー
小林 和也

パートナー
深田 かおり

²「著しく不適当と認められるとき」が具体的にどのような場合を指すかは通達上明確ではありませんが、Q&Aにおいてはその具体例として、財産評価基本通達の例により算定した普通株式の価額が、会計上算定した普通株式の価額の2分の1以下となるような場合をいうと説明されています。

パートナー
林 雄高

パートナー
山内 良

ディレクター
佐々木 真美

マネージャー
石津 悠一

過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む>](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する>](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細>](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 152 カ国に及ぶグローバルネットワークに 328,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2023 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.